

四国地方整備局事業評価監視委員会運営要領

（目的）

第１条 本要領は、四国地方整備局事業評価監視委員会規則（令和２年９月１日付け施行。以下、「規則」という）第６条に基づき、四国地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という）の審議方法について、必要な事項を定めるものである。

（委員会の開催）

第２条 委員会の開催は委員長が召集するものとする。

２ 委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。

３ 委員会の議事は、出席した委員（専門委員を除く）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（審議）

第３条 委員会は、対象事業について、事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢の変化等を勘案して、適正な事業評価がなされているのか審議するものとする。

２ 委員会は、対象事業について、整備局が作成した再評価の対応方針（原案）及び事後評価の対応方針（案）に対し意見がある場合には、委員長が委員会で審議された意見を取りまとめて四国地方整備局長に対してその具申を行うものとする。

（審議過程の透明性の確保）

第４条 委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

２ 委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

３ 委員会の会議に提出された以下の資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが、適切でない

資料等については公表しないものとする。

- ・再評価及び事後評価を実施した事業の一覧表
- ・再評価及び事後評価に係わる資料

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

- 1 本運営要領は、令和2年9月17日から施行する。
- 2 本運営要領の施行に伴い、「四国地方整備局事業評価監視委員会運営要領（平成22年8月17日）は廃止する。